

議長(篠田進議員) ただいまから平成16年第1回三郷市議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は27名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

議長(篠田進議員) この際諸般の報告を行います。

本臨時会において、地方自治法第121条の規定による説明員として、出席する者の職・氏名の一覧、提出議案一覧及び本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

議長(篠田進議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

17番 中村孝純議員

18番 岡庭 明議員

19番 矢口雄二議員

以上3名を指名いたします。

議長(篠田進議員) 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(篠田進議員) 日程第3、議案第1号から議案第3号までの以上3議案を議題といたします。

議案第1号及び議案第2号の提案理由の説明を求めます。

大場隆雄企画財政部長。

〔大場隆雄企画財政部長 登壇〕

企画財政部長(大場隆雄) 議案第1号及び議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 三郷市行政組織条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、本案は社会経済情勢の変化に伴い、新たな行政課題や多様な住民ニーズに対応し、行政事務のより一層の効率化を推進するため、行政組織の改善を図りたいので提出するものでございます。

内容の説明を申し上げます。

三郷市行政組織条例の一部を次のように改正するものでございます。

初めに、第1条第1項中「第158条第7項」を「第158条第1項」に改めます。

同項は、地方自治法に基づく部及び室の設置規定でございますが、昨年、地方自治法の一部改正が行われ、改正前の第1項から第6項までは都道府県の局・部規定で、第7項が市町村の規定でありましたが、改正後は普通地方公共団体とされ、県も市町村も同じ第1項での規定になったことにより改めるものでございます。

また、同項の表中「企画財政部」を削り、「市民生活部」を「市民部」に改めるについてでございますが、企画財政部につきましては、管理部門を現行の2部1室から、市長公室及び総務部の1部1室に整理・統合したことにより廃止するものでございます。

市民生活部を市民部に改めることにつきましては、窓口において直接的にサービスを提供する部門と、自治振興、地域間交流及び市民活動等の市民が主体となる諸活動を支援する部門を集約したことにより、市民のための市役所との姿勢を強調するため、名称を変更したものでございます。

次に第2条第1項関係でございますが、本項では部及び室の事務分掌を規定しております。

まず、市長公室でございますが、市長公室は現行の政策担当、秘書課、広報広聴課に政策機能の強化を図るべく、現在、企画財政部にございます企画調整課を移管し、1担当3課の構成となります。

第1号の政策担当が所管する事務分掌を政策の調査・研究に関する事項として、調査・研究の文言を加えることにより役割を明確にしたものでございます。

また、企画調整課の移管に伴いまして、現行の企画調整課が所管する事務分掌を第3号に追加をしております。

次に、企画財政部につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、部の廃止により削除するものでございます。

次に総務部でございますが、新たに財政課、契約管財課、情報管理課及び男女共同参画推進室を所管することとなりますので、これらの事務分掌を追加し、税部門が市民部へ移管がえになりますことから、市税の賦課徴収に関する事項を削除し、これを市民部の項の第3号として追加いたしております。

具体的に申し上げますと、第1号から第3号が庶務課の所管、第4号は防災課の所管でございますが、国民保護法整備にかかわる関連業務が想定されることから、危機管理の文言を加えております。

次に第5号及び第6号は人事課、第7号、第8号はそれぞれ財政課、契約管財課、第9号から第11号は情報管理課、そして第12号が男女共同参画推進室の所管となっております。

次ページでございますが、次に市民部でございます。

市民部につきましては、前段で申し上げました税部門に関する事務分掌を追加し、女性政策に関する事項につきましては、これを新たに所管する男女共同参画推進室が総務部に位置づけられたことから、市民部から削除し、総務部に追加しております。

また、消費生活係が環境経済部商工農政課に所管がえになりますことから、消費生活に関する事項を削除し、これを環境経済部の第8号として追加しております。

次に、環境経済部でございますが、ただいま申し上げました消費生活に関する事項の追加の改正でございます。

続きまして建設部でございますが、三郷市中央地区インター周辺等の新市街地整備に伴う公園等の整備を一体的に推進するため、公園緑地課を都市整備部に移管することから、建設部の項中、第5号を削除し、同号に規定する事務を都市整備部に移管するものでございます。都市整備部の改正につきましては、ただいま申し上げました公園緑地課の移管に伴う改正のみでございます。

最後に附則でございますが、第1項は施行期日でございまして、この条例は平成16年4月1日から施行いたします。

次に、第2項三郷市行政改革推進委員会条例から第9項の公園運営委員会条例の8条例の一部改正につきましては、今回の機構改善に伴いまして、各種委員会、審議会等の事務を所管する部課名を新組織にあわせ改正いたすものでございます。

以上が議案の説明でございます。

なお、課、係等、組織の詳細につきましては、過日の全員協議会の際に説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

また、参考資料として組織機構図新旧対照表を改めて配付させていただいております。

続きまして、議案第2号 平成15年度三郷市一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明を申し上げます。

第1条、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345億6,396万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページが歳入、7ページが歳出となっておりますけれども、歳入歳出一括してご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、国民健康保険特別会計において、一般被保険者療養給付費の支払いに不足が生じるため、財政支援として一般会計から2億円を繰り出すものでございます。繰り出し金の財源は歳入に計上してございますように、財政調整基金を取り崩すものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

市民生活部長(大澤俊一) 議案第3号 平成15年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

第1条、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億6,300万8,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますが、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金につきましては、一般会計からの財政支援として2億円を繰り入れをいたすものであります。

次ページでございますが、歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金2億円につきましては、3月補正で対応が可能と考えておりましたが、その後の支払いが遅れたことから、2月分の支払いに不足が生じるため、今回補正をお願いするものであります。

なお、3月の支払い分につきましては、給付費が流動的でありますので、いましばらく推移を見た上で3月議会に再度補正をお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。